

2生福第192号
令和2年4月7日

各高齢者福祉施設等管理者 様

福島県保健福祉部長

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応事例について（通知）
このことについて、今般、高齢者施設等関係団体と協議し、別紙のとおり作成しましたので、お送りします。
なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底についても改めてよろしくお願いいたします。

記

1 対応事例

○新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応事例

2 感染拡大防止対策の更なる徹底の再確認

新型コロナウイルスへの対策は、感染拡大防止対策が唯一無二の対策であることから、以下のことについて再度確認をお願いします。

○新型コロナウイルスの侵入を遮断するため施設の取組方針の再徹底

・取組内容の再確認（追加含む）、職員全員への周知・徹底

○新型コロナウイルスの侵入を遮断するための対策の迅速かつ的確な実行

（事務担当 高齢福祉課 主幹兼副課長 浅野 電話024-521-7162）

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応事例

- 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合でも施設等においては、これまでの感染対策マニュアルに準じた行動をとることが基本となりますが、実際に発症者が認められた場合には、保健所の指示に従った対応が大原則となります。
- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日厚生労働省事務連絡）より対応事例を作成したので、参考としてください。

